

8福薬業発第105号
令和8年6月4日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 中原 学

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る
広報啓発活動の充実強化について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県薬物乱用対策推進本部より文書が届きましたので、別添のとおりご案内申し上げます。

薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の被害・非行の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間となりますので、ご多忙中恐れ入りますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願いいたします。

公印省略

8 薬 第 8 3 2 号
令和 8 年 5 月 2 9 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県薬物乱用対策推進本部長
福岡県知事 服部 誠太郎
(薬務課 麻薬係)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について

薬物乱用対策につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長並びに関係省庁担当課長連名で依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、今後とも薬物乱用防止対策の充実強化に御協力くださいますようお願いいたします。

<問合せ先>

福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係

TEL 092-643-3287

FAX 092-643-3305

e-mail no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp

医薬監麻発 0519 第 1 号
警察庁丁人少発第 512 号
警察庁丁組二発第 186 号
消政策第 213 号
こ成安第 95 号
法務省秘総第 35 号
財関第 558 号
8 教健食第 10 号
令和 8 年 5 月 19 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学校設置会社担当課長
各国公私立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
消費者庁消費者政策課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
法務省大臣官房秘書課長
財務省関税局調査課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化に
ついて（依頼）

政府では、薬物乱用の根絶のため、令和 5 年 8 月、薬物乱用対策推進会議にお
いて策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁が連携した
総合的な薬物乱用防止対策を推進しているところです。

今般、警察庁が発表した「令和 7 年における組織犯罪の情勢（※ 1）」による

と、令和7年中の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,832人で過去最多となり、このうち、検挙人員の7割以上が依然として30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大が継続していることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言えます。

また、覚醒剤事犯の検挙人員や押収量は、ともに昨年より増加しているほか、再犯者率が64.6%と昨年と同水準であることから、我が国における根強い覚醒剤需要について憂慮すべき事態が続いております。

さらに、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は1,334人と昨年から増加しており、このうち、コカインの検挙人員が804人と、前年より大幅に増加し過去最多となっています。

一方で、危険ドラッグ事犯の検挙人員は、366人と昨年よりも大幅に減少しましたが、他の薬物と同様に流通ルートの潜在化が継続していることから、引き続き警戒が必要となっています。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の被害・非行の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間等（※2）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、資料を有効に活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※1 警察庁「令和7年における組織犯罪の情勢」

https://www.npa.go.jp/news/release/r7jyousei_shuusei.pdf

※2 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6月20日～7月19日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）
- ・「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）
- ・「“社会を明るくする運動”強調月間」（7月）
- ・「再犯防止啓発月間」（7月）
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10月～11月）

記

1 薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底

昨今、増加傾向が顕著な大麻の乱用に関しては、海外の一部の国における大麻の嗜好・医療・産業目的での解禁による影響や、インターネット上での「身体への影響がない」「依存性がない」等の誤情報の流布等により、国民、

特に若年層による大麻の乱用が助長されているおそれがある。

また、近年大麻の乱用形態が変化し、大麻濃縮物である大麻ワックス、大麻リキッド等が我が国に流入しその乱用拡大が懸念される状況にある。

政府としては、このような薬物情勢に鑑み、薬物乱用の危険性や健康被害等の情報を広く周知するため、過度に恐怖を煽る表現とならないよう留意しつつ、また、二次予防及び三次予防の観点についても配慮しながら、啓発内容の充実に向けていくことが必要であると考えている。

このため、青少年、保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対しても、大麻を始めとする薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底し、薬物乱用根絶のための更なる気運の醸成を図る。

2 青少年に対する広報啓発活動の強化

薬物乱用を防止するためには、早い時期から薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけ、地域全体で薬物乱用を防止する規範意識を向上させることが重要である。

このため、学校等において、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するための取組を積極的に推進するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職の少年に対しても正しい知識・情報が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携し、訴求対象に応じた広報媒体を活用する等、効果的な啓発活動に努める。

また、青少年がインターネットを通じて乱用薬物等の誤った情報に触れる危険性が増加していることから、各地方公共団体の相談窓口、インターネット・ホットラインセンターや「あやしいヤクブツ連絡ネット」等の周知・利用促進を図るとともに、保護者や地域の指導者等に対しては、青少年のインターネットの適切な利用についても併せて周知する。

3 薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口等の周知徹底

我が国の覚醒剤事犯については、総検挙人員の6割以上が再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題とされている。

薬物の再乱用防止を図るためには、薬物乱用者本人に対する適切な治療、社会復帰支援及びその家族への支援体制の整備が重要である。

このような薬物再乱用防止対策を充実強化するため、薬物乱用者や薬物問題を抱える家族等が早期に相談でき、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、地域における相談窓口等の周知徹底を図る。

4 関係機関等の連携強化

薬物乱用の防止を一層推進するためには、地域全体、ひいては社会全体における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であり、関係機関、団体等が連携を密にし、一丸となって各種取組を推進する必要がある。

このため、広報啓発活動の実施に当たっては、薬物乱用対策推進地方本部等の枠組みを積極的に活用して、関係機関・部局間の情報共有を図るとともに、標記運動・月間等に係る取組の充実強化を図るなど、関係機関、団体等が連携を密にした効果的な啓発活動を推進する。

また、青少年の薬物再乱用防止の観点から、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において支援するための枠組みを有効活用し、薬物問題を抱える青少年やその家族等が継ぎ目なく、安心して適切な支援を受けられるよう努める。

資料1 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/damezettai_r7.html

資料2 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/ranyoubousiundou_00001.html

資料3 薬物乱用防止啓発訪問事業〔厚生労働省〕

<https://www.d-info.net/>

資料4 青少年向け普及啓発用パンフレット「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きようパート39」〔厚生労働省〕

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001660125.pdf>

資料5 ご家族の薬物問題でお困りの方へ（家族読本）〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_dokuhon.html

資料6 あやしいヤクブツ連絡ネット〔厚生労働省〕

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

資料7 青少年の被害・非行防止全国強調月間ホームページ〔こども家庭庁〕

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/hikouhigai-gekkau/>

資料8 保護者向け普及啓発リーフレット集〔こども家庭庁〕

- <https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet>
- 資料9 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」（大麻の所持・譲渡、使用、栽培は禁止！法改正の内容も紹介します）〔内閣府、厚生労働省、警察庁〕
- <https://www.gov-online.go.jp/article/202412/entry-6856.html>
- 資料10 薬物乱用防止資料「薬物乱用のない社会を」〔警察庁〕
- <https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubuturanyou07.pdf>
- 資料11 大麻対策のためのポータルサイト〔警察庁〕
- https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujoyuki/illegal_cannabis/index.html
- 資料12 訪日外国人向け広報啓発資料〔警察庁〕
- <https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujoyuki.html>
- 資料13 “社会を明るくする運動” ホームページ〔法務省〕
- <https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/syamei/index.html>
- 資料14 薬物乱用防止に関する啓発資料（小学生・中学生・高校生・学生用）〔文部科学省〕
- https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02583.html
- 資料15 薬物乱用防止教室マニュアル＜令和5年度改訂＞〔文部科学省〕
- https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt_kenshoku-000031518_1.pdf
- 資料16 7月は「再犯防止啓発月間」です〔法務省〕
- https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html

(連絡先)

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課
03-5253-1111 (内 2693・2778)

警察庁生活安全局人身安全・少年課
非行防止対策企画係
03-3581-0141 (内 3071・3072)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
企画係 03-3581-0141 (内3273・3276)

消費者庁消費者政策課
03-3507-9186 (直通)

こども家庭庁成育局安全対策課
環境整備係 03-6858-0155

法務省大臣官房秘書課
総務係 03-3580-4111 (内 2083)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

保健指導係 03-5253-4111 (内 2691)